

インドの債務者に対する UAE の裁判所 による判決の執行について

(2020年1月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Clyde & Co LLP が 2020 年 1 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Clyde & Co LLP, Dubai
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road, Dubai,

United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000

Fax: +971-4-384-4004

Email: mero@clydeco.ae

HP: www.clydeco.com



インドの債務者に対する UAE の裁判所による判決の執行について

2020年1月17日、インド中央政府は UAE が民事訴訟法上の互恵的関係にある領域となったことを宣言した。これにより、インドに所在する個人および法人の債務者に対して UAE の裁判所の判決の執行を求める UAE の債権者にとって、新たな権利や選択肢が提供されることとなった。

インドの債務者に対して、UAE の裁判所の判決を得ようとしているか、または執行しようとしている方々、あるいは、これまで UAE の裁判所の判決を求めることが困難でリスクがあると判断していた方々にとって、状況が変わってきており、この新しい手続きはまだ始まったばかりではあるが、インドの裁判所を通じて判決のあった債務の回収を追求することは、より魅力あるものとなっており、より重要なことは回収に成功する可能性が高くなっていると考えられる点である。

本レポートでは、本件を概観する上で重要と思われる事項を一問一答形式で記載する。

1. UAE とインドの間には互恵的な法執行に関する既存協定はなかったのか？

協定は既に存在していた。20年ほど前に、UAE とインドは司法上の協力および相互の判決の認識と執行のための協定を結んでいる（以下「協定」という）。「Agreement on Juridical and Judicial Cooperation in Civil and Commercial Matters for the Service of Summons, Judicial Documents, Commissions, Execution of Judgements and Arbitral Awards」と題するこの協定は1999年10月25日に署名されている。

協定の第15条1項では、下記のとおり、判決の相互かつ互恵的な認識と執行が記載されている。：

契約の各当事者は、その法律に従って、民事、商事、および個人的事項において他方の当事者の裁判所が下した判決、あるいは民事事項において刑事裁判所が下した判決[*]を認識または執行するものとする。

[*1] 「契約を結んでいる国の管轄裁判所による司法手続きにおいてなされる、あらゆる決定」と定義される。

2. 2020年1月17日以降、何が変わるのか？

協定は1999年に両政府によって署名・批准され、2000年にUAEの国内法として制定されたものの、インドが国内法の手続きに従ってUAEを「互恵的關係にある領域」と宣言（以下、「通告」という）していなかったため、インドでは協定が発効していなかった。しかしながら、2020年1月17日にインド政府が通告したことにより、完全な法的効力が生じ、結果、インドでもその効力に依拠することができるようになった。

3. UAEの債権者にとって、この変化はどういったことを意味するのか？

通告がどのように適用されるかはまだ様子見といったところだが、理論的にはUAEの裁判所の判決をインドで執行することが（相対的に）容易かつ迅速になる。

これまでは、UAE裁判所の判決を得た債権者が、インドで債務者に対して執行する場合、UAEの判決（証拠としての価値しかない）に基づいて、インドの裁判所で債務者に対する実質的な請求を新たに開始する必要があり、事実上、請求をインドで再度証明する必要があった。従い、手続き的に重複しており、費用も嵩み、また年月もかかるため、当然のことながら、インドにおける強制執行が必要な場合、多くの債権者は最初から請求を起こすことを躊躇ってしまっていた。

新しいプロセスでは、債権者はインドの裁判所において執行のための訴訟を開始する必要は依然としてあり、債権者は執行の基準が満たされていることを裁判所に納得してもらう必要がある。つまり、執行は「自動的なもの」ではない。ただ、重要な点としては、請求については、執行の判断を検討する際に、インドの裁判所が請求の是非を再審査する必要がなくなったことがある。

UAEの裁判所の判決をインドで執行できない限定的な理由としては、以下のような場合が挙げられる（ただし、これらに限定されるものではない）。(i)有効な管轄権のない裁判所により下された場合、(ii)最終的かつ決定的ではない場合（すなわち、さらなる控訴が可能な場合）、(iii)不正行為によって得られたものである場合、(iv)インドの公序良俗の原則に反するものである場合、または、(v)被告人不在で判決が下され、被告がその手続きにおいて正当に召喚されなかった場合。

協定に定められた一定の基準を満たすことを条件に、インドの裁判所が執行に同意したUAE裁判所の判決は、インドの裁判所によって、あたかもインド国内の裁判所で判決が下されたものとして扱われる。すなわち、債権者は判決の執行のための裁判を直接起こすことになり、請求権やその権利を証明するための全く新しい裁判を最初から起こす必要はない。

債務者が自発的に支払いを行わない場合には、インドの裁判所を通じて執行手続きを行うことが可能であり、インドの裁判所は債権者に代わって裁定額を回収するために債務者に対して手続きを行うこととなる。

また、特記すべきこととして、インドの2016年破産倒産法（以下、「倒産法」という）の下では、債権者によりインドの債務者が結果的に破産状態に陥る可能性もある。また、債権者は裁定額が支払われない場合には、支払い不履行の法人の債務者に対して倒産処理手続きを開始することができる。また、最近の当局の判断では、外国での判決に従わない場合には、倒産法の目的上、負債として取り扱うことができることが示唆されている。

4. 留意すべき期限はあるか？

インドにおける UAE の判決の執行時効期限は執行可能となった日付から12年間となる。ただし、破産法下では、債権者が法人債務者に対して破産手続きを開始できるのは「債務不履行の日」から3年しかないことに注意する必要がある。債務不履行の日とは、UAE の裁判所の判決の日を指すのか、それともインドで執行の判決が命じられた日を指すのかは、現在のところ明らかでない。